

適切な意思決定支援に関する指針

1. 目的

本指針は、人生の最終段階における医療・ケアについて、患者本人の意思を尊重し、本人・家族等と医療・ケアチームが十分に話し合い、本人にとって最善の方針を決定するための基本的な考え方と手順を定める。

2. 基本方針

1. 医師等は、病状、今後の見通し、医療・ケアの選択肢について、患者本人および家族等に分かりやすく説明する。
2. 本人による意思決定を基本とし、多職種からなる医療・ケアチームで十分に話し合っ
て方針を決定する。
3. 本人の意思は、時間の経過や心身の状態の変化により変わることがあるため、必要
に応じて説明と話し合いを繰り返す。
4. 医療・ケアの開始、不開始、内容の変更または中止は、医学的妥当性と適切性を踏
まえ、医療・ケアチームで慎重に判断する。
5. 心身の苦痛や不快な症状を可能な限り軽減し、本人・家族等の精神的・社会的な支
援を含む総合的な医療・ケアを行う。

3. 人生の最終段階の判断

人生の最終段階にあるかどうかは、病名や予後だけで一律に定めず、患者本人の心身の状態、治療による回復の可能性、本人・家族等の受け止めなどを踏まえ、主治医を含む複数の医療従事者で総合的に判断する。

4. 方針決定の手順

(1) 本人の意思を確認できる場合

1. 患者の状態に応じた医学的検討を行い、医師等が必要な情報を分かりやすく説明する。
2. 本人と医療・ケアチームが十分に話し合い、本人の意思を基本として方針を決定する。
3. 本人が意思を示しやすいよう、必要に応じて説明方法、時間、場所等を工夫する。
4. 将来、本人が意思を伝えられなくなる場合に備え、本人が信頼する家族等を含めて繰り返し話し合う。本人が希望する場合は、自らの意思を推定する者をあらかじめ定めておく。
5. 心身の状態や医学的評価が変化した場合は、改めて説明し、本人の意思と方針を確認する。

(2) 本人の意思を確認できない場合

1. 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針を検討する。
2. 本人の意思を推定できない場合は、本人の人生観、価値観、生活歴等を踏まえ、家族等と十分に話し合い、本人にとって最善の方針を検討する。
3. 家族等がいない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームで慎重に検討し、本人にとって最善の方針を決定する。
4. 心身の状態や医学的評価が変化した場合は、決定の過程を改めて検討する。

5. 意思決定に特別な支援が必要な場合

精神障害、認知症その他の理由により本人の意思決定が困難な場合であっても、直ちに本人の意思を確認できないと判断せず、本人の理解力や意思表示の状況に応じた支援を行い、可能な限り本人の意思を尊重し反映する。身寄りがいない場合は、本人の判断能力、信頼できる関係者の有無、利用できる医療・福祉・行政サービス等を確認し、医療・ケアチームで支援する。

6. 方針の決定が困難な場合

次の場合は、医療・ケアチーム以外の複数の専門職を加えた話し合いの場を設け、方針について検討し、必要な助言を得る。

- ・ 心身の状態等により、医療・ケア内容の決定が困難な場合
- ・ 本人と医療・ケアチームの間で、妥当な方針について合意が得られない場合
- ・ 家族等の意見がまとまらない場合
- ・ 家族等と医療・ケアチームの間で合意が得られない場合
- ・

7. 記録と共有

説明内容、本人・家族等の意向、本人の意思決定を支援するために行った配慮、話し合いの参加者と経過、医学的判断および決定した方針は、その都度診療録等に記録し、関係職種で共有する。方針を変更した場合も、その理由と経過を記録する。

8. 参考資料

- ・ 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」および解説編
- ・ 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」
- ・ 厚生労働省「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

附則 この指針は、令和8年6月1日から施行する。